

鎌ケ谷市児童虐待防止対策等地域協議会

令和8年度第1回代表者会議 会議録

1 開催日時 令和8年5月14日（木）午後2時から午後4時まで

2 会 場 鎌ケ谷市役所 総合福祉保健センター 4階 会議室

3 出欠席者

(1) 出席委員 12名

鎌ケ谷市歯科医師会	副会長	山崎 繁夫委員
鎌ケ谷市人権委員会	人権擁護委員	五十島 聖美委員
鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	池田 京子委員
鎌ケ谷市私立幼稚園協議会	みちる幼稚園長	細谷 香里委員
鎌ケ谷市私立保育園	認定こども園鎌ケ谷みどり幼稚園長	一色 睦子委員
市川児童相談所	所長	中村 和博委員
習志野健康福祉センター	センター長	杉戸 一寿委員 (代理：大関 裕子氏)
鎌ケ谷警察署	署長	金澤 哲也委員 (代理：秋田 優希氏)
生涯学習部学校教育課	課長	猪股 興一委員 (代理：吉野 恭明氏)
柏児童相談所	副参事	堀越 秀樹氏
鎌ケ谷市健康福祉部	部長（会長）	小笠原 直樹委員
鎌ケ谷市こども支援課	課長（副会長）	星 直子委員

(2) 欠席委員 2名

鎌ケ谷市医師会	学校保健担当理事	大和 省太委員
鎌ケ谷市小中学校校長会	中部小学校校長	菅井 洋子委員

(3) 事務局 8名

今井参事（社会福祉課長）、遠藤障がい福祉課長、築地幼児保育課長、
舘岡次長（健康増進課長）、林こども総合相談室長、吉田主任心理発達相
談員、堀江主任社会福祉士、安井主任社会福祉士

4 傍聴者 0名

5 記録者 こども総合相談室 安井

6 会議概要

(1) 委嘱状交付式

【事務局】市長より委嘱状を交付させていただきます。なお、本日欠席の委員につきましては、代理でご出席いただきました方にお渡しさせていただきます。欠席となる委員の方には、後日事務局よりお渡しいたします。

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(2) 市長挨拶

【芝田市長】皆様本日は大変お忙しい中、鎌ケ谷市の児童虐待防止対策等地域協議会の第1回の代表者会議にご出席をいただきましてありがとうございます。

皆様におかれましては日頃より、本市の児童福祉行政にご理解とご協力を賜っておりますこと、心から感謝を申し上げます。

さて、国の児童福祉行政、目を向けてみますと、包括的な子育て支援、こちらの強化でございますとか、或いは関係機関の連携、こちらについても、着実に進められているところでございます。しかしながら、児童虐待の相談件数を見ますと、残念ながら高止まりをしているといった状況にございまして、ニュース等でも皆様悲惨な事件について、耳にしたりするところかと思えます。

鎌ケ谷市につきましてもやはり相談件数は、かなりの件数があって職員も対応に苦慮しているようなケースも中にはございます。そういった中で、その内容につきましても、複雑化、多様化しておりまして、身体的虐待や心理的虐待、そしてまたネグレクトなど、子どもたちの心身に深刻な影響を与えるような事案が後を絶たない状況となっております。そういったときだからこそ、これまで以上に関係機関の皆様と連携をし、それぞれの機関の皆様が、ご自身の役割を果たしていただき、地域全体で子どもたちを守り支えていくという体制を作っていくことが肝要かというふうに感じております。

本日の会議が現況や或いは課題について共有をして、子どもたちに対して、より実効性のある支援体制の構築に繋がることを、ご期待申し上げまして、私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】以上をもちまして委嘱状交付式を終了させていただきます。引き続き代表者会議となりますが、市長は公務により退席させていただきます。

～芝田市長退席～

(3) 代表者会議開会

【小笠原会長】

健康福祉部長の小笠原と申します。委員の皆様方につきましては日頃より本市の児童福祉行政全般にわたりまして、ご支援ご協力をいただきまして感謝申し上げます。

本日の会議は児童虐待防止に関するものとなりますが、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

はじめに本日の会議録の署名人につきましては、名簿順により、4番の池田委員、6番の細谷委員にお願いしたいと思います。

また、市では鎌ケ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、対象となる会議は原則公開となっております。

本日の会議につきましては、情報公開条例に定める個人情報など不開示の情報の取り扱いはございませんので、公開とさせていただきます。

ア 委員自己紹介

各委員及び事務局から自己紹介（資料1）

イ 鎌ケ谷市児童虐待防止等地域協議会について

事務局より資料に基づき説明（資料2）

ウ 鎌ケ谷市令和7年度児童虐待状況及び令和7年度事例報告

事務局より資料に基づき説明（資料3）

エ 鎌ケ谷市令和8年度児童虐待防止に係る取り扱いについて

事務局より資料に基づき説明（資料4）

オ 関係機関の現状と取り組みについて

各委員より説明

【生涯学習部学校教育課 猪股委員、代理：吉野氏】

学校教育課としましては、日々様々な関係機関の方々のお力添えいただくことで市内の小中学生の安全安心な生活が守られていること、感謝申し上げます。

学校現場におきましても、児童虐待防止法に基づいて子どもたちと身近な空間でともに生活している立場にありますので、とにかく変化に早く気づいて、その危険な状況から速やかに改善していく、そういった通告義務を意識していく立場にあります。

現在、学校として懸念しているところになりますが、目に見える身体的な虐待だけではなくて、様々な背景がある中で、全国的に増加している不登校児童生徒に注視しているところです。中には、学校に行きたいけれど、行ける状況ではなかった。また、保護者の状態に合わせてしまって、徐々に登校への意志が希薄に

なってしまった。などといったケースも考えられると思います。

そういった部分については、虐待の一種であるネグレクトに当たる部分も考えられますので、学校として適切な状況把握に努めていきたいと考えております。そういった中で児童自身であったり、保護者への関わり方、具体的には家庭訪問が一番必要なものにはなるんですけれども、その際に、様々な理由が出てくる中で、速やかに、実態把握ができない状況もあるのが現実です。そういった際に、関係機関の方々と連携をとらせていただいて、様々なアプローチを行えている部分もありますので、そちらは大変ありがたく感じております。

その他にも保護者の方の子どもへの期待の表れから、過度の習い事や半ば強制的な学習への取り組みなど、いわゆる教育虐待といったことも心理的虐待に当てはまってくるケースにもなります。学校現場として表に出ない虐待事案、そういったところにもしっかりとアプローチをしていけるように、取り組んでいきたいと考えております。

いずれにしても、児童生徒の丁寧な寄り添いというものを、学校全体で共有を図った上で、適切なケアに努めていきたいと考えております。

本日、様々な角度からご助言、またお話お聞かせいただけたところで学校現場にもつなげていきたいと思っております。

【こども総合相談室長】

鎌ケ谷市は、比較的コンパクトな市で連携がとりやすい環境ではあります。が、学校や教育委員会を始め、市内の保育園や幼稚園の先生方も児童虐待への理解が非常に高く、日頃から非常に強力的で連携が図れやすいと感じております。年度初めには、地域の担当ケースワーカーが各施設に伺って、情報共有をを事前にさせていただいて、日頃からお子さんの様子や家庭の状況を気にかけてくださっていることで、緊急対応の時にもそれぞれの役割分担や、報告をスピーディーに対応していただいています。

また、現在は要保護児童に外国籍のお子さんも増えてきていて、言語や文化の違いなど私たちとは違う価値観の中で支援をする必要があり、そういったときにも普段接している先生方の助言や協力に助けられています。

【船橋歯科医師会 山崎委員】

歯科ですとネグレクトということは以前からあり、まず幼児の市歯科健診に連れてこないことがあります。あとは小学校の歯科健診で、今でもたまに永久歯も虫歯になっていたりすると、学校の先生は大体はご家庭について把握されているということはあります。保護者の状態が悪いことから、心配なケースとして把握されることはあるのでしょうか。

【こども総合相談室長】

ネグレクトの家庭に関しましては、かなりの割合で虫歯の本数が非常に多いという傾向はございます。鎌ケ谷市は一般的にはフッ化物洗口している関係で、普通のお子さんたちの虫歯の本数が減ってきている状況の中で、歯のほとんど10何本という虫歯のお子さんは、大体こども総合相談室が関わってるお子さんっていうことは多い状況にはございます。

往診診療について先生にお聞きしたいのですが、歯医者に行けないのは保護者が定期的に通院することがなかなかできないことにより、全部の歯が溶けるような状況になっていることがあり、こども総合相談室の職員が同行通院をしています。高齢者は歯科の往診診療があるかと思いますが、子どもの往診というのは、実際に現実的に可能なものなのか教えていただきたい。

【山崎委員】

障害のあるお子さんの場合は往診に行っているようなんですが、それ以外ではちょっと聞いたことがない。

【会長】

例えば鎌ケ谷市の委託事業としてやるということであれば、歯科医師会とは調整しないといけないかと思うので、また機会がありましたらこども総合相談室も同席させていただき検討させていただきたい。

【人権委擁護委員 五十島委員】

人権委員の方では、子どもの虐待ということよりも、子どもの人権ということで、SOSミニレターを行っています。各学校に封筒とお手紙を渡し、子どもが親にも先生にも言えないことを書いて、人権の方に出していただいて、人権擁護委員が、それにお返事を書くということです。ただし名前とかは書かないですけど、こういうことがあるのね、大変ねということでお手紙を出しています。

それからこども人権相談を実施していますが、料金が無料なので、コロナの時期には「子どもじゃないですけどお話聞いていただけますか」という成人男性からの相談もありました。また、こども人権相談となりますが、子どもではない親からもかかってきます。部活の問題とか、これはどうなのかということなどの相談があります。

私は人権擁護委員以外にほほえみ先生をやっていて、教科の補充だけじゃなくて、自立活動ということ9年やってるんですけど、その中でオーバードーズの子とかリストカットの子、外国籍の子からなぜ刺青ができないのかと話しがあった。ほほえみ先生をやっていると、高学年になればなるほど本音が出てきて、話

を聞く場があります。

それからもうひとつは、このこども家庭センターがひとつになったことがすごくいいなと思うんですね。何でかという、保護者のやり場のない気持ちがあつて、それがだんだん犯罪になっちゃったりすることもあると思うんです。そういうのも何か心理的な親の方のケアもやっていただけるのがすごくいいと、子どもたちとずっと接していて思いました。

【主任児童委員 池田委員】

主任児童委員は、民生委員の中で子どもに関わることを専門に行う委員のことを言います。民生委員さんは積極的にご老人の家庭に訪問し、何か問題があると市や関係機関につなげることをしてるんですけども、主任児童委員は鎌ヶ谷の場合には、家庭訪問を今はしてません。こども総合相談室と連携をとって、見守りとかそういう形で参加させていただいてるんですけども、主任児童委員と民生委員さんとの市民に対する関わり方の考え方のギャップが大きくて、近所だからちょっと行ってみようかしらとか、民生委員の方に言われてしまい、今こども総合相談室が関わりの糸口を見つけてるから、ちょっと待ってくださいということが多々あるんですね。今まではそういうことに対して個別に行った対応してきたんですけども、今年度からはもうちょっと民生委員の方々に、こども総合相談室とか、このこども家庭センターのこととか、主任児童委員の関わるやり方とかをわかってもらうような、周知をしていきたいと思っています。

虐待件数が何件ありましたとかっていうことを、定例会とかでは報告するんですけども、どんな内容の虐待があったか、それはどこら辺のお宅かと言って突っ込まれることもあるんですが、個人情報で難しい問題ですので、私たちが口外は一切しないということでお教えできませんということで統一しています。

今年度、民生委員の方が一斉改選で半分ぐらいが新人の方になったので、いい機会なので、周知していくように努めて参りたいと思います。

【社会福祉課 今井委員】

民生委員担当の社会福祉課、今井です。

今年度、一斉改選で新たな民生委員を委嘱された方々が多くいらっしゃいます。研修を実施いたしますので、個人情報の取り扱いと住民への関わり方等々、子育てにかかわらず、生活保護、高齢者、障害、いろいろな地域で問題がございますので、その辺の研修会を開いて行政としても周知をしていきたいというふうに考えております。

【私立幼稚園協議会 細谷委員】

幼稚園協議会では、例えば子育てで小さい赤ちゃんを抱っこしてるお母さんを見かけたときに、とても疲れてそうだなあとか、お友達がいなさそうだなあとか、そういう、どこにどうしていいかわからない親子を見かけたことがあると、各幼稚園でもそういう保護者の方を、ぜひぜひ幼稚園とかに遊びに来てくださいますとか、こんなことをやってますよということを出してはいます。

実際に幼稚園に遊びに来る方は言わなくても来てくれる方ばかりが集まってきて、そういうちょっと困ってるのではないかなあという方に声が届かない。そこをどういうふうにしてあげたら、子育てって一人だけじゃないんですよとか、みんなでやってくんですよとただ全く知らない人で公園にいる人に、急に何か困ってることはありませんかっていうことはこちらからは言いづらいところがあるし、どこに住んでらっしゃる方かもわからないしということで、何とかこういういろんな方に、いろんな場があるよということが知れるといいなという話が前に出たことがあります。

またそれとは逆に今度は保護者の方から、よく、癇癪を起こすお子さんを持つてると、虐待してるわけじゃないけどこんなに毎日泣かれていると虐待してると思われるんじゃないかと思って、すごく不安だということをおっしゃる保護者の方がいたりします。確かに家中で走り回ったり、別に何か障害があるとかではなく、うちの子は活発で困ってるでもこれだけを見られたら、要するに、近所から何か言われるんじゃないか。だから外に出るのが怖いとか、どこにそれを相談したらいいのかなって思うところは、あるお母さんたちから出てくることもあります。なので、癇癪を起こすお子さんだったらとかいろいろなやり方はあると思うから個別には対応はさせてもらってるんですけど、通報されたらどうしようっていうことをよく耳にするので、逆にそこはまた今の子育てのしづらさに感じてる親もいるんだなと思っております。

【会長】

ありがとうございました。こども家庭センターのパンフレットですが、令和7年度からこども家庭センターを創設するとともに、地域子育て相談機関については、児童センターや公立保育園に市の職員を配置していますので、そういった場合には、こども総合相談室だけでなく身近なところで相談する機関として、実施しているところでございます。

昨年度私立幼稚園協議会の中から一色委員の方からこの中に幼稚園も入れないのかっていう話でしたが、人を確保しないといけないとかいろいろハードルがあったのでなかなか実現できなかったのですが、私立幼稚園協議会とは話し合いの場を設けております。正式なものじゃなくても今のような話が

ございましたら、幼稚園に行けばそういった相談もできるよっていうことが、うちの方からもPR、周知できればいいかなと今感じたところです。そういったことは幼児保育課とも連携しながら、それを進めていきたいと考えております。

【鎌ケ谷市私立保育園 一色委員】

昨年度9月より、みどり幼稚園は認定こども園になりまして、もともと幼稚園だったんですけども、幼稚園に保育機能を強化してこども園ということで運営を始めたところです。まだまだ虐待の受け入れ件数としては対応件数として実績は少ないほうで、割と落ち着いてる家庭の方が利用するケースが多く、これからたくさん増えていく可能性もありますので、いろいろ勉強していきたいなと思うところです。

先ほどの鎌ケ谷市の実績、虐待の相談状況で実父からの虐待が増えているということを受けて、私たち幼稚園、保育園はまだどうかわかんないんですけど幼稚園の現場ではコロナの頃にテレワークが一気に増えて、お父さんの送迎が増えました。家庭にいますのでお母さんで、ちょっとパートに出たりしているから、これまで送迎にかかわらなかったお父様たちが、積極的に参加して平日の送迎に来てくれるお父様たちが増えて、またこの9月からこども園になって長時間利用のご家庭の受け入れを開始したところで、やっぱり保護者のお父さんが増えました。幼稚園の送り迎えなんかは、基本的にはお母さんが対応っていうのが多かったんですけども。例えば朝はお父さんが送ってきて、帰りはお母さんが迎えに来るとか、お父さんが関わるが増えていて、何かすごくほほ笑ましいなと思っていましたんですけども、きっと関わりが増えたのでこういったお父さんの虐待が増えてきたのかなというふうに受けとめたところです。

幼稚園や保育園を利用するお母さんたちって、若年層まで行かないんですけど、20代前半とか半ばとか、まだまだ若い世代の方が多くて、やっとな親1年生みたいな方が入ってくるんですね。精一杯やってるんですけども、もういっぱいいっぱいなんですね。だからそのいっぱいいっぱいになってる中で、子どものことも愛しているし大事なんですけども、余裕がなくって、虐待になるようなことが現実でも起きているかと思うんです。そのお父様も多分子どものことを愛しているし、だけど、やってみたらお母さんのようにうまくいかないわけですよ。きっとパパが見てても、どうにもならなくなったお父さんたちがいるのかなってちょっと想像してたんですけども、母子の支援みたいのは結構鎌ケ谷市内は進んでるから私もお世話になったんですけど、母子のケアというかそういうのは進んでいるので今後はそういったお父様たちも、そのケアの対象にしていってくれれば、家族がもっとよくなるお父さんも積極的に子育て参加してもらえたらお母さんも助かる。そうすると、家庭がもっと子どもを中心に、温かく、安心し

て過ごせる場所によりなっていくのかなと感じました。

私立幼稚園協議会の方でも私の方も会議参加させていただくことがあるので、そういったケアが視野に入れられないかっていうことを考えていけたらなというふうに感じました。

【会長】

父親の育児参加が積極的になっていて、それこそ家事もそうですし児童センターに土日にお父さんが連れて行くとかも非常に多くなっていて、虐待の相談ではなくて家庭児童相談、家庭の問題に関しての困ったっていう相談をされるのも、今までは多分ほとんどがお母様だったのが、お父さんが相談をしてくるケースも多くなってきたのかなと思います。そのため、子どもとの距離感がお父さんもお母さんと同じぐらい近くなり、家庭の中での役割の分担が女の人が仕事に出ていって、男の人も同じだけの家事や育児の分量を担うようになってきていると感じています。そのため、子育てとかのストレスは母親が感じるイメージだったものが、もう同じように父親も子育てに対するストレスを持つような時代になっているのかなというのを見ていて感じるので、お父さんの虐待の傾向っていうのはこれからもうどういう内容の性質なのかも含めて分析しながら、必要な支援を増やしていけたらなというふうには考えております。

【習志野保健福祉センター 杉戸委員 代理：大関氏】

関係機関が緊密に連携を取ることですとか、各専門職がそれぞれの役割を忠実にご実行していくことが適切な支援に繋がるということを、改めて気付かせていただきました。どうもありがとうございます。

保健所において習志野保健所は鎌ケ谷市をはじめ、習志野市、八千代市の3市の管轄です。子ども関係の業務ですと、小児慢性特定疾病を持つお子さん、お母さんへの支援、思春期相談、精神保健福祉相談などを行っているところであります。その中で各市のこういった協議会にあげられているケースの方が、多くはないですけれども時々いらっしゃる場合がありますので、そういった中で情報共有させていただき、市の家庭児童センターの方にご報告したほうがいいというケースがあった場合には、日々連携させていただいてるところです。

【鎌ケ谷警察署 金澤委員 代理：秋田氏】

金澤署長の代理で出席させていただいております、生活安全課長をしております秋田と申します。

まずは生活安全課というのが、警察署の中で児童虐待の主管のセクションとなるとところとなります。各関係機関の皆様の日頃から警察業務各般にわたり、ご

理解とご協力をいただきまして非常にありがたく感じているところでございます。また本日のような一堂に会して話し合いができるというのは警察業務を進めていく上でも非常に参考になることばかりですので、たくさん勉強して戻りたいなというふうに思っております。

また私事を申し上げますと5年ぐらい前まで私も鎌ヶ谷市に住んでおりました。ちょうど第一子が生まれたときに、こちらで赤ちゃんを風呂に入れる訓練をさせていただいて、また児童センターなんかも息子と一緒によく行かせていただいて、非常に皆さんには助けられたという記憶がございます。

警察としましては児童虐待につきましては、まず児童の安全確保を最優先に、第1の目的として対応しているところではあるんですが、児童虐待の特徴として児童が被害そのものに気づかない、家庭の中での話なのでこれが普通だというふうに思い込んでしまって被害が長期間にわたりやすいですとか、潜在化しやすいという特徴がございます。その被害に気づくためには関係機関の皆様が、お体での不調だとか、心身の不調だとかを認知した際の対応によって初めて認知される場合があると思いますので、是非とも警察の方にもそういった場合には情報共有をしていただいて、皆様方とは方向性が異なると思うんですが、精一杯警察業務の責務を果たしていきたいと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。

また警察としまして先ほど細谷委員の方から、子どもが元気過ぎて通報されたらどうしようって警察への通報だとかというところなのかなと思うんですが、いわゆる児童虐待というものの自体は警察として人身安全関連事案という大きな括りのものとしてとらえております。簡単に言えばその対象者の安全が確保されるまでは対応し続けるというような、非常に生命に危険がおよんでいる事案のことを人身安全関連事案というふうに呼んで対応しているところでございます。当然匿名の方からの警察の方は24時間やっておりますので、泣き声が聞こえるとか、親同士の口論が聞こえるってなりますと集合住宅だと非常に苦慮するところではあるんですが、対象宅を見つけるまで全部の部屋をピンポン鳴らして回る対応をさせていただいて、苦情をいただくことも非常に多いところではあります。それぐらい警察の方では児童虐待に関しまして温度を高く対応させていただいているところでございます。しかしながら警察の対応というのはいわゆる通報があって安全を確保して、行政機関の皆様方につないでという一時的な対応にとどまってしまうため、引き続きご協力とご理解の方をよろしくお願いいたします。

【こども総合相談室長】

今日も実は午前中、生活安全課さんと連携して対応させていただいて、警察で

対応していただいた後に、市役所がお子さんと保護者と面談して、情報共有と顔つなぎを早急にさせていただきました。その結果、その日のうちにフォローに入れることができ、最後はお母様もお子さまも笑顔で帰っていかれました。トラブルが起きたときにすぐに行政も対応できることで、信頼関係も構築できますし安否の確認や次の支援につながれるので、引き続きご協力よろしくお願いいたします。

【こども家庭課 星委員】

皆様にいろいろご協力いただき、何回も言う通り早期発見とその後の適正な対応というのが、皆さんの連携によって実施できているということで、重大な事案になることが幸いとしてないということを本当感謝申し上げます。

本市は、市内6か所に児童センターを構えておりまして、これも県内面積からして密に児童センターを構えているという形になりますが、その中で相談に来るというよりは、児童センターに遊びに来ていただいた保護者に対し、正規職員の保育士も配置してますし、保育士資格を持った会計年度の職員の子育てアドバイザーも配置していますので、やさしく声掛けをしながら、お母様たちの悩みなどを聞き出して相談につなげたり、重い事案については、こども家庭センターにつないだりといった対応をしています。

先ほど少しお話したペアレントトレーニングは、児童家庭支援センターのコレンジに委託して実施していますが、児童センターでは、もう少しやわらかい子育て対応の機中八策という、市川児童相談所の以前所長がやっていた、怒鳴らない、怒らない声掛けや、肯定的な言葉で子育てをしようというようなのを児童センター全体で行っています。子育てをする中で、どういうふうにも子どもに向き合っていくかというのを身近なところで学べるような体制や、地域でどういう子育てニーズがあるかなどをくみ上げながら、子育て支援を進めているところがあります。日頃から地域の自治会ですとか民生委員ですとか、もちろん幼稚園だったり民間の保育園だったり地区の方々との会議もしながら、皆さまに協力していただいて進めているところですので、引き続きご協力いただければと思っています。

【柏児童相談所 堀越氏】

柏児童相談所から出席をさせていただいております。今年度、松戸児童相談所というものができ上がります。今年度は県の児童相談所は千葉県全体で児童相談所の分離分割を大きく進む年になっていまして、中央児童相談所がすでに印旛地区が切り離されて4月20日に開所を迎え、そこで分かれております。今、市川児相で行っている船橋地区が7月に支所から中核市の船橋市が独立して児

童相談所ができ上がります。

秋ごろには、この鎌ケ谷市と松戸市を合わせた管轄で、松戸児童相談所というものができ上がる予定になっています。建物自体は5月末にでき上がる予定となっていますが、いつごろ開所を迎えるかはまだはっきりとしていないんですけれども、今年度開所することははっきりしていますので、会議に参加をさせていただきます。

私自身は実は平成18年から19年に、市川児相の方で児童福祉司として、鎌ケ谷市、当時は船橋の北部の地区も担当をしていましたので、ある意味なじみ深い地区です。大分時間が経過されてるかと思いますけれども、鎌ケ谷市は子どもがとにかく土地に対して、鎌ケ谷市に対しての愛着が深いんですよ。ここから出て働きに行っても、結局戻ってきてるなという感じはいつもするんです。なので、すごく過ごしやすい地区なんだろうな、というふうに思ってます。他の地区もいろいろあるんですけど、そういう特徴のあるのはやっぱり鎌ケ谷市が一番かなと思っています。なので、そういうところは他の大都市圏とちょっと違う特徴のあるところかなと私はちょっと思ってます。確かに警察にお世話になる子どもたくさんいるんですけど、そういう子こそ、逆に横の繋がりというのはすごく強くて、土地に愛着のある傾向があるなというふうに私は感じています。

今度、松戸児相ができて松戸市、鎌ケ谷市を合わせて人口管轄が62万ぐらいになる予定になっています。場所は高塚十字路というところで高塚新田になりますが、最寄りの駅が東松戸駅と市川の駅の間で、バスは通っています。でき上がりましたら内覧会がおそらく予定されるかと思いますので、見学いただければと思っています。

計画は令和2年の3月に県の方で千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会というところで検討しています。県の特に中央・市川・柏の人口管轄が140万人を超えているということで、全国屈指、多分5本の指に入るうちの3本が千葉県なんじゃないかっていうぐらいに多く、そこも分割せよというところからスタートをしています。これによって市川児相船橋支所も分かれていきますので、やはり市川児童相談所は市川市と浦安市だけの管轄になっていきますけれども、そこまで管轄人口が少なくなるということは、地域の方々や関係機関の方々に、より丁寧に迅速にやれる機会を設けていただけるのかなと思っています。

ただ、市川児相から鎌ケ谷市の管轄が松戸児相に変わるということは、混乱も生じてしまう恐れもございますので、連携がスムーズできるように準備していければということで今日はお邪魔させていただいております。今後ともよろしくお願いいたします。

【市川児童相談所 中村委員】

国は50万人ぐらいに1ヶ所の児相と示していますが、市川児相も分割となっても、結局66万人ぐらいになってしまう。それでも現状から見れば半分ぐらいなので、よりきめ細やかに関われると期待はしているところです。

委員の皆さんがおっしゃっていた中で少し気づいたところをお話しさせていただきたいのと、最後にお礼を言いたいと思います。

吉野先生がおっしゃってた実態把握がなかなか難しいというのは、児相にも連絡が来ます。どうしても学校も頻繁に訪問しても開けてくれないとか、半年、1年、姿が見えないと、そこまでの経過の中でおそらく無事でいるけど、どうしても会いたくない、引きこもりのようになってしまっていることや、ある程度事実が掴めてればいいんですけど、全くわからないというときは、最終的に児相のほうに通告が来たりします。そういうときに実際に訪問してみると、お子さんがおびえることもあるので、そういう意味では今やっていただいているように、少しでも何とかマイルドなうちに、誰かが姿を見てというところや、保護者にあまり長期間会えないと、最後児相が出てきてしまうよというふうに少し伝えてもらい、そうならない前に接触させて欲しいというように入っていただけるといいのかと思ったりします。

あとは細谷先生がおっしゃってた虐待を疑われたらどうしようということは、私もケースワーカーで回ってたときは、保護者は一生懸命やって困ってるのに児相が来たと泣かれてしまうこともありました。そのときに私も言ってたのですが、児相の職員でさえも通告されたりするような時代だったりするんです。なので逆に心配であれば189っていうのが今当たり前になってるから、別に誰かに非難されてるわけでもないし、当たり前に子育てしててもそれでも連絡入っちゃうことって当たり前みたいよっていうふうに言って逆に訪問されたときに子育ての悩みとかにしてしまうのも1つよというふうに、割とそんなに心配することじゃないよと安心させていただくのがいいのかなと思います。

あともうひとつ、お父さんにどういうふうに教育するかっていうのもこれからの課題かなって思います。児相の会議でよく、どうしても虐待が起きてしまって、でも何とか自宅に返せるという時に、お母さんのフォローとか、おばあちゃん、おじいちゃんにというところはあるんですけど、私は会議でお父さんのフォローを誰がやるのっていうふうに聞くということもあるので、その辺も市の方とも協力しながら、お父さんにも誰か関われるように、お父さんが安心して愚痴が言えるようにしていくのも大事なかなと思ったりはします。

あともうひとつ、なかなかお母さんお父さんの方から繋がり方がわからないとか、別にいいですって断る方もいるけど、本当に優しく、よく来たねという形で迎え入れていただいたりとか、ちょっとした相談でもいいんだよって受けて

いただけると、それが予防に繋がるのかと思います。

児相で去年の今頃、大きな話題になってたのが、一時保護するときにそれまでは児相長が保護と言ったら保護できていたのを、保護者の同意や、同意が得られないときには、裁判所に司法審査が必要となりました。一時保護にあたっては、7日以内に裁判所の許可をもらわなきゃいけないという制度が去年の6月から始まりました。裁判所が許可しないと一時保護できないというところで、児相はかなりざわつきました。市川児相だけ見ると6月から3月までに裁判所にかけたのは65件ありましたが却下されたのは1件もなかったところです。この後、秋から鎌ケ谷市は松戸児相の管轄になり、管轄が変わるということは仕組みも変わるところで、司法審査にかけるときにひと手間増えてしまうかもしれないなと思っています。緊急事態で何とか子どもの命を守るために一時保護をするというときには、できるだけスムーズにやれることが大事かと思いますので、今後児相の方からもお願いに伺うようなことになると思います。

最後に、市町村の役割というところで、私が児相に来たときよりもかなり明確になっていて、重篤なケースに対しての措置や、支援というよりは介入というのは児相というふうになってきました。毅然とした態度で、しっかり関わるという覚悟はしてますので、そういう意味では役割分担しながら大分進められてるかと思うんですが、特に学校や保育園、幼稚園の方に、ご迷惑かける場面っていうのは、実際にお子さんを保護するときに、所属から一時保護させていただく機会がすごく多いんですね。そのときに保護者が所属の方に通告したのはそっちでしようと思っただけで、お叱りを受けることがあるかもしれませんが、とにかく児相の方に向けていただきたい。とは言っても、これまで築いた関係性を壊してしまうかもしれないという現場の先生方はすごく心配されると思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

今日の会議を見ていても、こども総合相談室中心に、鎌ケ谷市はすごく丁寧に関わってくださっていて、粘り強く本当に日々、関わってくださっていて、うちから管轄が外れちゃうのがすごく寂しいし残念なんですけど、まだ何ヶ月かありますので、子どもたちに大変なことが起きないように引き続きご協力いただければなと思います。

【会長】

議会でも児童相談所の移転関係の質問がございました。明確に何日というのはないんですが、引き続き児童相談所の職員の方と、こども総合相談室の職員は話し合いながら、児童虐待の対策をしてまいります。

代表者会議以外にも、実務者会議等で関係機関の方にご尽力をいただきながら、鎌ケ谷市の子どもたちの児童虐待をなくそうということで、相談室を中心に

やっていきますので、引き続きご協力の方よろしく願いいたします。

カ その他
特になし

(4) 閉会

【会長】

それでは以上をもちまして鎌ヶ谷市児童虐待防止対策等地域協議会令和8年度第1回代表者会議を終了いたします。長時間にわたりまして、会議にご出席いただきましてありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、相違のないことを証するために次に署名する。

令和8年5月14日

会議録署名人

氏名 池田 京子

氏名 細谷 香里

鎌ケ谷市児童虐待防止対策等地域協議会委員名簿

(敬称略)

任期：令和 10 年 3 月 31 日まで

		団 体 名	委 員 名	役 職 名
代 表 者 会 議 委 員	1	鎌ケ谷市医師会	大和 省太	鎌ケ谷市医師会学校保健担当理事 あおぞらファミリークリニック院長
	2	船橋歯科医師会	山崎 繁夫	船橋歯科医師会副会長 山崎歯科医院長
	3	鎌ケ谷市人権擁護委員	五十島 聖美	人権擁護委員
	4	鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会	池田 京子	主任児童委員
	5	鎌ケ谷市小中学校校長会	菅井 洋子	鎌ケ谷市立中部小学校長
	6	鎌ケ谷市私立幼稚園協議会	細谷 香里	みちる幼稚園長
	7	鎌ケ谷市私立保育園	一色 睦子	認定こども園鎌ケ谷みどり幼稚園長
	8	習志野健康福祉センター	杉戸 一寿	習志野健康福祉センター長
	9	市川児童相談所	中村 和博	市川児童相談所長
	10	鎌ケ谷警察署	金澤 哲也	鎌ケ谷警察署長
	11	生涯学習部学校教育課	猪股 興一	学校教育課長
	12	健康福祉部	小笠原 直樹	健康福祉部長（会長）
	13	こども支援課	星 直子	こども支援課長（副会長）

代 理 出 席 等	14	習志野健康福祉センター	大関 裕子	地域保健課長
	15	柏児童相談所	堀越 秀樹	柏児童相談所副参事
	16	鎌ケ谷警察署	秋田 優希	生活安全課長
	17	生涯学習部学校教育課	吉野 恭明	学校教育課指導室主幹（兼）指導主事

関 係 課 長 及 び 事 務 局	18	社会福祉課	今井 崇徳	参事（社会福祉課長）
	19	障がい福祉課	遠藤 善治	障がい福祉課長
	20	幼児保育課	築地 秀樹	幼児保育課長
	21	健康増進課	舘岡 文	次長（健康増進課長）
	22	こども総合相談室（事務局）	林 恵利	こども総合相談室長
	23	〃	吉田 美穂	主任心理発達相談員
	24	〃	安井 愛	主任社会福祉士
	25	〃	堀江 侑季	主任社会福祉士

○鎌ヶ谷市児童虐待防止対策等地域協議会設置要綱

平成19年2月2日

告示第3号

改正 平成20年3月14日告示第23号

平成22年2月16日告示第14号

平成22年11月9日告示第88号

平成23年3月4日告示第16号

平成27年4月1日告示第46—2号

平成28年3月24日告示第20号

平成29年3月31日告示第31—6号

令和7年9月26日告示第122号

(設置)

第1条 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）の防止、早期発見等を推進するとともに、要保護児童の適切な保護又は要支援児童及びその保護者若しくは特定妊婦への適切な支援を図るための総合的な支援体制を整備することを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、鎌ヶ谷市児童虐待防止対策等地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護児童 法第6条の3第8項に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者（以下「延長者等」という。）を含む。）をいう。
- (2) 要支援児童 法第6条の3第5項に規定する保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童をいう。
- (3) 特定妊婦 法第6条の3第5項に規定する出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。
- (4) 延長者 法第31条第4項に規定する18歳以上の者で満20歳に満たないもののうち、施設入所等の措置が引き続き採られている者をいう。
- (5) 保護延長者 法第33条第8項に規定する18歳以上の者で満20歳に満たないもののうち、一時保護が引き続き行われている者をいう。

- (6) 支援対象児童等 法第25条の2第2項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護するものを含む。）又は特定妊婦をいう。

（所掌）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象児童等に対する適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換に関すること。
- (2) 児童虐待の防止及び支援対象児童等に対する保護又は支援の内容に係る協議に関すること。
- (3) 支援対象児童等に係る関係機関相互の円滑な連携及び協力の推進に関すること。
- (4) 児童虐待の防止に係る広報及び啓発活動に関すること。
- (5) 関係機関等の職員等の研修及び資質向上に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第4条 協議会は、別表第1に掲げる関係機関、関係団体その他の関係者（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別支援会議を置く。
- 3 各会議の会長及び議長が必要と認めるときは、協議会に構成機関等以外の機関等を参画させることができる。

（代表者会議）

第5条 代表者会議は、次に掲げる協議会の総括的事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援に関する体制及び連携に関すること。
 - (2) 児童虐待防止対策を推進するための広報及び啓発活動に関すること。
 - (3) 要保護児童等の支援を行う事例の評価及び援助方法の検討に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 代表者会議の委員は、別表第2に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命するものとする。
 - 3 代表者会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、代表者会議の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 代表者会議に会長及び副会長を置く。
 - 5 会長は、健康福祉部長の職にある者とし、代表者会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、健康福祉部こども支援課長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 代表者会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

8 会議の議長（以下この条において「議長」という。）は、会議の進行並びに協議会の活動の推進に関する総合的な連絡及び調整を行う。

9 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（実務者会議）

第6条 実務者会議は、支援対象児童等に係る実務を行う者の知識及び経験を支援対象児童等の保護又は支援の内容等に反映させることを目的とする。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

（1）支援対象児童等に関する情報の交換及び個別支援会議から報告を受けた事項の検討に関すること。

（2）支援対象児童等の実態把握に関すること。

（3）支援対象児童等の保護又は支援の事案の総合的把握に関すること。

（4）児童虐待の防止等に関する対策を推進するための啓発活動に関すること。

（5）協議会の年間活動方針案の作成及び代表者会議への報告に関すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 実務者会議の委員は、別表第3に掲げる機関から指名された者をもって構成する。

4 実務者会議に議長を置く。

5 実務者会議の議長（以下この条において「議長」という。）は、健康福祉部こども支援課長の職にある者をもって充てる。

6 議長は、実務者会議の会議の招集及び進行並びに実務者会議の活動の推進に関する総合的な連絡及び調整を行う。

7 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

（個別支援会議）

第7条 個別支援会議は、必要に応じ、支援対象児童等に対する具体的な保護又は支援の内容等を検討することを目的とする。

2 個別支援会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
 - (2) 個別の支援対象児童等の保護又は支援の経過報告及びその評価並びに情報の共有に関すること。
 - (3) 個別の支援対象児童等の保護又は支援の方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについて担当者間の共通の認識の確保に関すること。
 - (4) 個別の支援対象児童等を主として担当する関係機関等及び担当者の決定に関すること。
 - (5) 個別の支援対象児童等の保護又は援助計画若しくは支援計画の検討に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、個別支援会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 3 個別支援会議は、構成機関等に属する者であって個別の支援対象児童等の事案に関わるもの及び関わる可能性があるもののうちから実務者会議の議長が指名する者をもって構成する。
- 4 個別支援会議に議長を置く。
- 5 個別支援会議の議長（以下この条において「議長」という。）は、健康福祉部こども総合相談室長の職にある者をもって充てる。
- 6 議長は、個別支援会議の会議の招集及び進行並びに個別支援会議の総合的な連絡及び調整を行う。
- 7 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

（守秘義務）

第8条 法第25条の5の規定に基づき、代表者会議、実務者会議及び個別支援会議に出席した者は、正当な理由がなく、会議及び職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（調整機関）

第9条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、鎌ケ谷市福祉事務所とする。

（調整機関の業務）

第10条 調整機関は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 構成機関等による支援対象児童等の保護又は支援の実施状況の把握に関すること。
- (2) 支援対象児童等の保護又は支援の実施状況に関する構成機関等の連絡調整に関すること。

(3) 代表者会議、実務者会議及び個別支援会議の会議の開催、運営及び記録管理に関すること。

(4) 代表者会議の委員並びに実務者会議及び個別支援会議の構成員に関すること。

(5) 協議会の庶務に関すること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(鎌ケ谷市子どもと女性に対する暴力防止等ネットワーク会議設置要綱の廃止)

2 鎌ケ谷市子どもと女性に対する暴力防止等ネットワーク会議設置要綱（平成16年10月28日告示第92号）は廃止する。

附 則（平成20年3月14日告示第23号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月16日告示第14号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年11月9日告示第88号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月4日告示第16号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第46—2号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の鎌ケ谷市児童虐待防止対策等地域協議会設置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日告示第20号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第31—6号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月26日告示第122号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

鎌ケ谷市児童虐待防止対策等地域協議会構成機関一覧

千葉県習志野健康福祉センター
千葉県市川児童相談所
千葉県鎌ケ谷警察署
鎌ケ谷市教育委員会
一般社団法人鎌ケ谷市医師会
公益社団法人船橋歯科医師会
社会福祉法人社会福祉協議会
千葉県弁護士会
人権擁護委員
鎌ケ谷市民生委員・児童委員協議会
鎌ケ谷市自治会連合協議会
鎌ケ谷市保健推進員協議会
鎌ケ谷市小中学校校長会
鎌ケ谷市私立幼稚園協議会
鎌ケ谷市内に所在する民間保育所
鎌ケ谷市基幹相談支援センターえがお
子ども家庭支援センターK' orange
児童家庭支援センターオリーブ
中核地域生活支援センターまるっと
鎌ケ谷市市民生活部市民活動推進課男女共同参画室
鎌ケ谷市健康福祉部社会福祉課
鎌ケ谷市健康福祉部障がい福祉課
鎌ケ谷市健康福祉部幼児保育課
鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課
鎌ケ谷市健康福祉部こども支援課こども総合相談室

別表第 2（第 5 条関係）

鎌ケ谷市児童虐待防止対策等地域協議会代表者会議委員一覧

千葉県習志野健康福祉センター長

千葉県市川児童相談所長
千葉県鎌ケ谷警察署長
鎌ケ谷市教育委員会生涯学習部学校教育課長
一般社団法人鎌ケ谷市医師会を代表する者
公益社団法人船橋歯科医師会を代表する者
人権擁護委員のうち市長が指名する者
鎌ケ谷市民生委員・児童委員協議会を代表する者
鎌ケ谷市小中学校校長会を代表する者
鎌ケ谷市私立幼稚園協議会を代表する者
鎌ケ谷市内に所在する民間保育所の代表者のうち市長が指名する者

別表第3（第6条関係）

鎌ケ谷市児童虐待防止対策等地域協議会実務者会議構成機関一覧

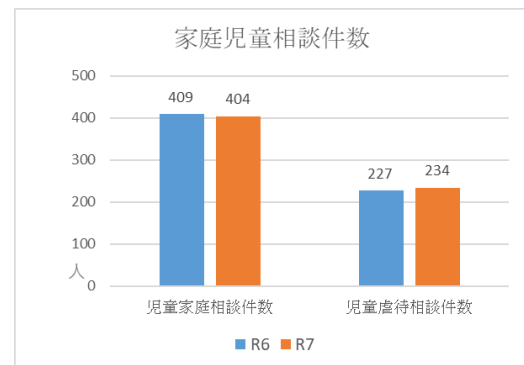
千葉県習志野健康福祉センター
千葉県市川児童相談所
千葉県鎌ケ谷警察署
千葉県警察本部生活安全部少年課
鎌ケ谷市基幹相談支援センターえがお
子ども家庭支援センターK' orange
鎌ケ谷市主任児童委員
鎌ケ谷市市民生活部市民活動推進課男女共同参画室
鎌ケ谷市生涯学習部学校教育課指導室
鎌ケ谷市健康福祉部社会福祉課保護第一係・保護第二係
鎌ケ谷市健康福祉部障がい福祉課支援係
鎌ケ谷市健康福祉部こども支援課児童センター
鎌ケ谷市健康福祉部こども支援課こども発達センター
鎌ケ谷市健康福祉部幼児保育課公立保育園
鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課母子保健係
鎌ケ谷市健康福祉部こども支援課こども総合相談室

令和 7 年度鎌ケ谷市家庭児童相談・児童虐待相談状況

1 家庭児童相談受付状況

(1) 家庭児童相談件数

	R6	R7
児童家庭相談件数	409	404
児童虐待相談件数	227	234



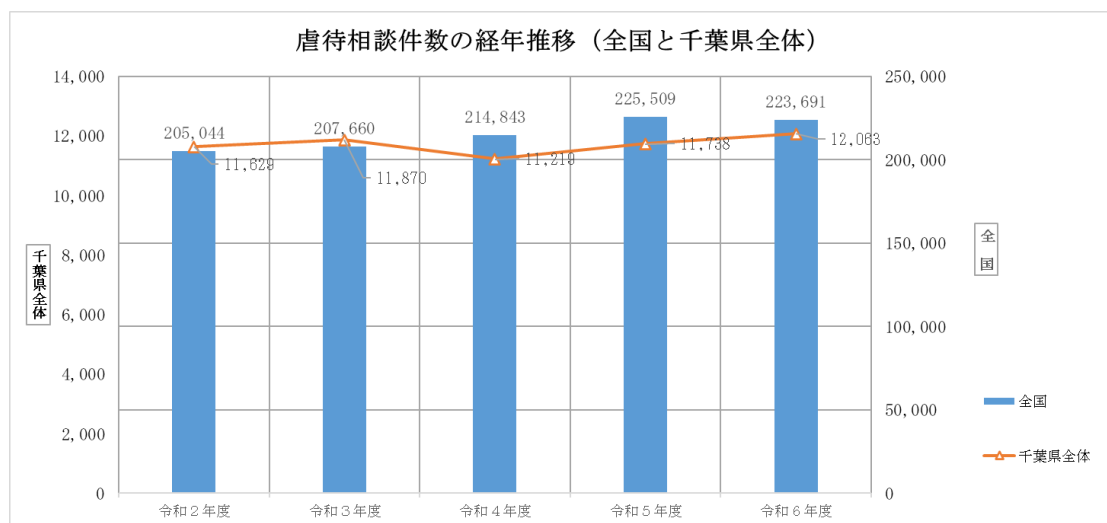
(2) 相談の事項別件数（延相談件数）

		児童虐待相談	その他の養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
7 年度	件数	11,765	8,104	0	46	26	727	42	20,710
	割合 (%)	56.8	39.2	0	0.2	0.1	3.6	0.2	100
6 年度	件数	10,570	9,987	7	34	19	798	56	21,471
	割合 (%)	49.2	46.5	0	0.2	0.1	3.7	0.3	100

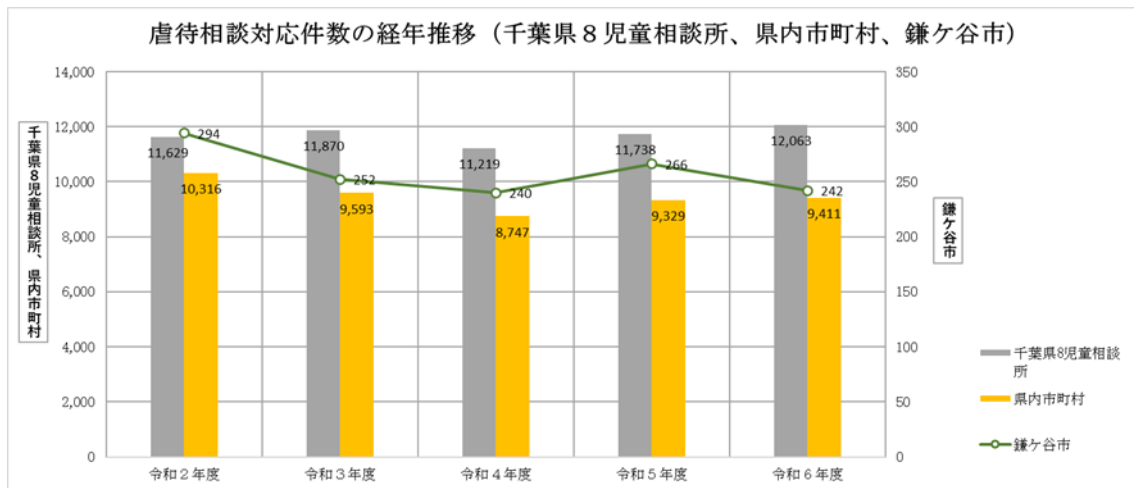
- (1) 家庭児童相談の受付人数は前年度とほぼ横ばい。児童虐待相談件数は前年度より微増。
- (2) 児童虐待延相談対応件数は前年度より総数は減少しているが、児相虐待相談が増加。また、児童虐待相談とその他の養護相談が相談全体の 9 割を占めている。

2 児童虐待相談対応状況

(1) 虐待相談対応件数の推移（全国・千葉県）



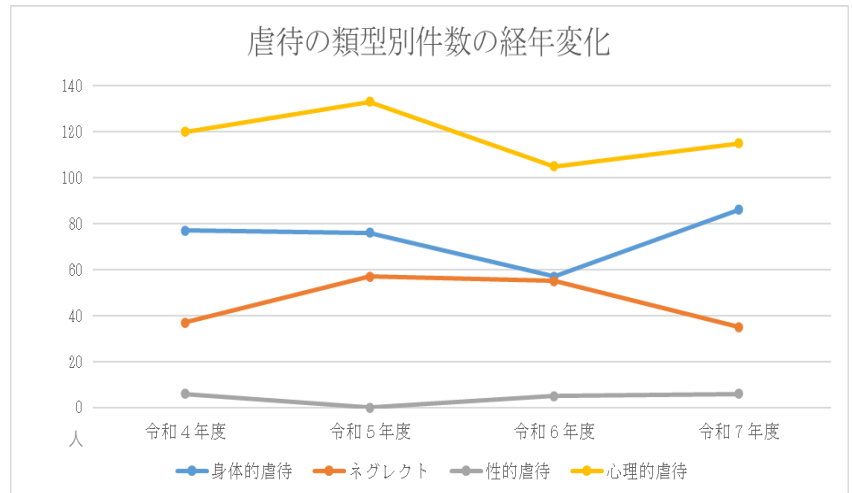
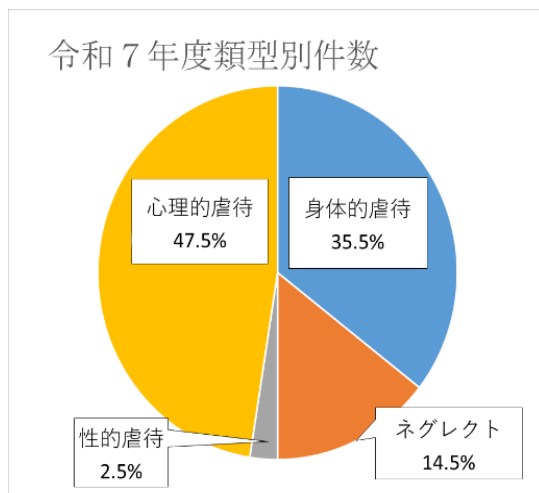
(2) 虐待対応件数の経年推移（千葉県 8 児童相談所・県内市町村・鎌ヶ谷市）



鎌ヶ谷市における虐待相談対応件数（実人数）は、変動はあるものの、毎年200件を超えている。虐待そのものが増えたことに加え、社会的意識の高まりによる虐待相談や通告が増えていることが背景にあると思われる。

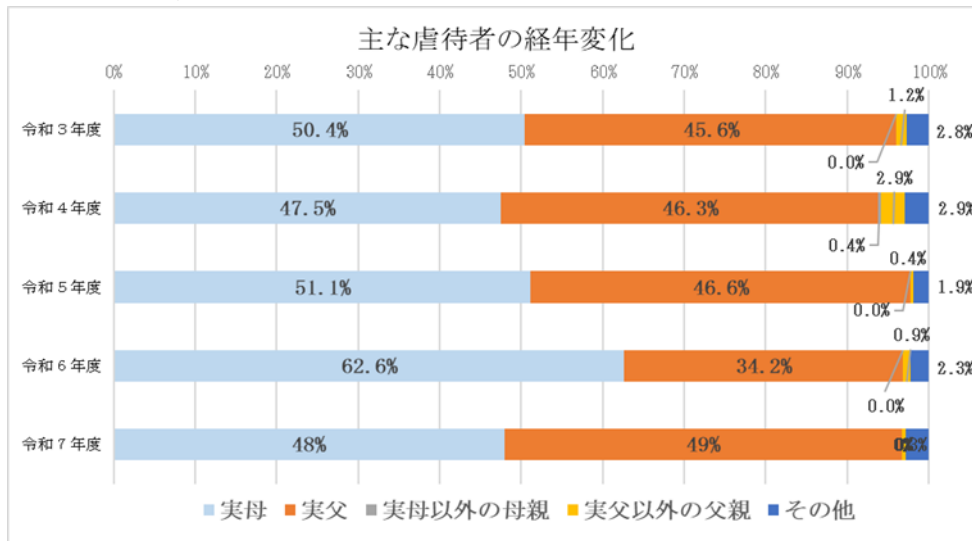
(3) 虐待の類型別件数

- ・身体的虐待：首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、やけどをさせる、食べさせない、異物を飲ませる等
- ・ネグレクト：育児放棄、世話をしない、病院へ連れて行かない、子どもだけを残し度々外出、登校させない等
- ・性的虐待：性的暴行、性器をさわる・さわらせる、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体に子どもをする等
- ・心理的虐待：言葉で脅かす、傷つくことを繰り返し言う、無視する、拒否する、他の兄弟と差別する、子どもの前でDV（ドメスティックバイオレンス）等



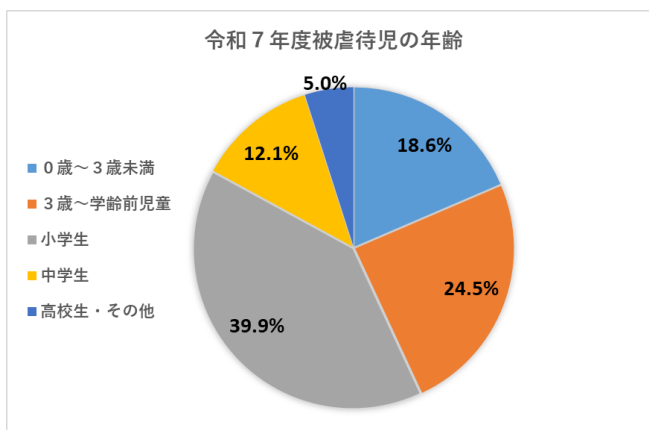
虐待の類型割合を経年的にみると、全国的な傾向と同様に、面前DV（父母の喧嘩目的）を含む心理的虐待が全体のほぼ半数を占めている。令和7年度は、身体的虐待による通告や相談が大きく増加した。

(4) 主な虐待者



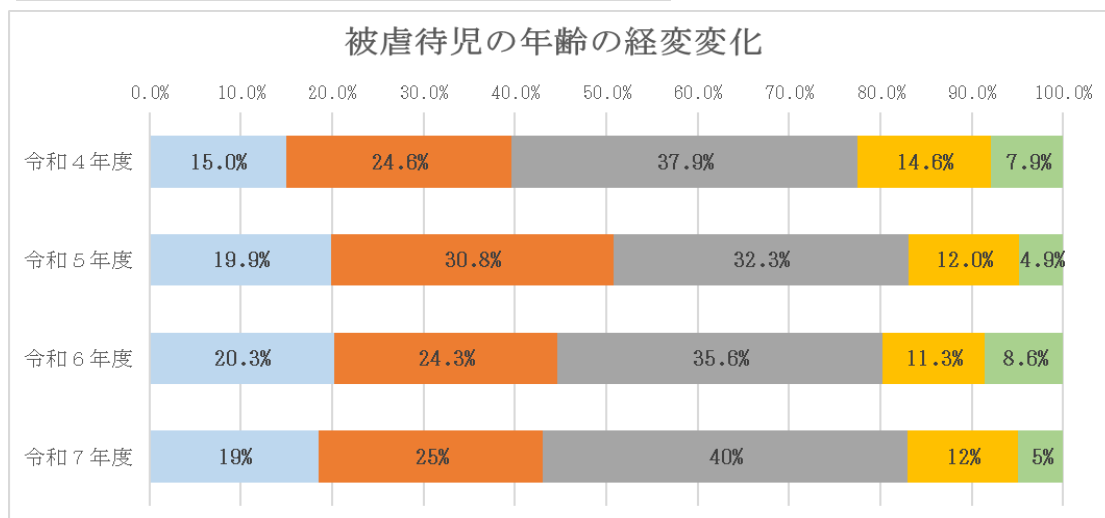
主な虐待者は、経年、実父と実母で90%以上を占めている。特に実父による虐待が増加傾向にある。

(5) 被虐待児の年齢

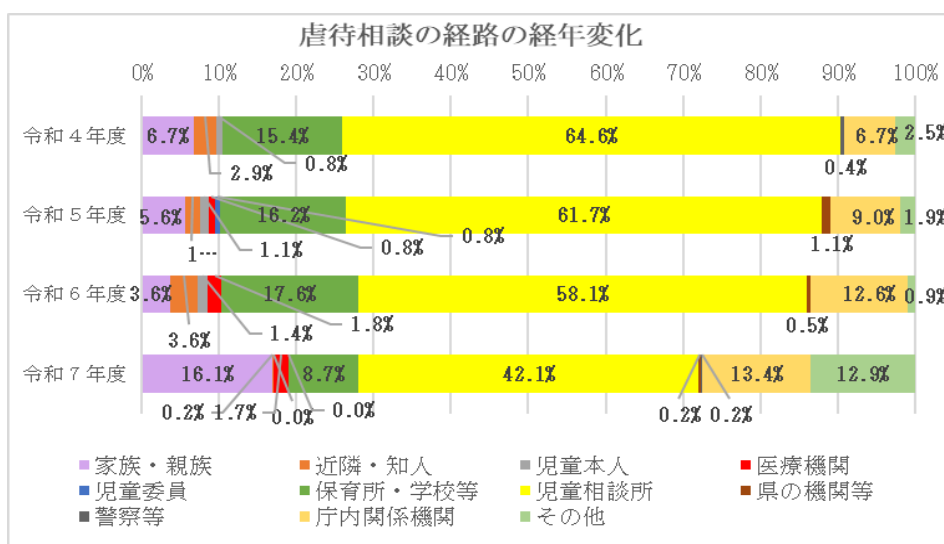
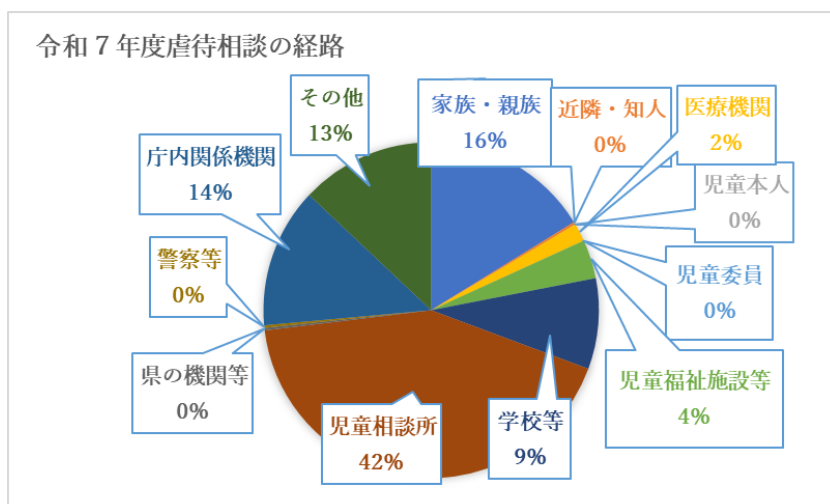


被虐待児の年齢をみていくと、0歳から小学生までの児童が全体の80%以上を占めている。

また、そのうち0歳から学齢前児童が半数近くを占めており、低年齢における虐待リスクが顕在化している。



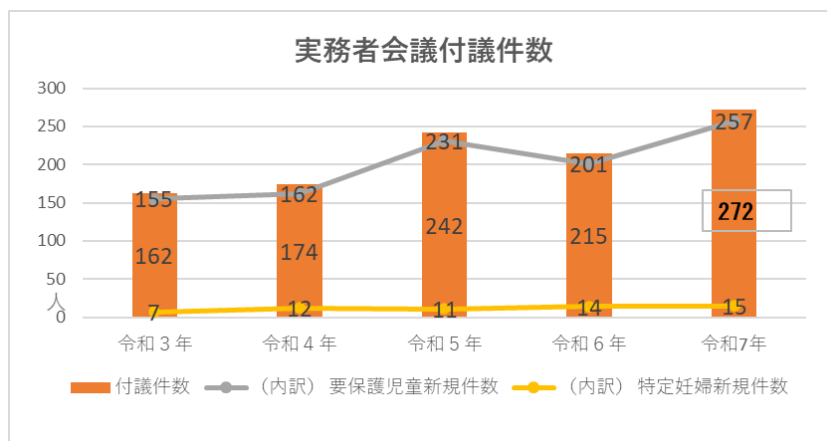
(6) 虐待相談の経路



主な虐待相談の経路に関しては、令和6年度までは児童相談所からの住基照会が最も多くを占めていたが、令和7年度は家族や親族、次いで、保育所・学校、市内関係機関等からの相談が増加傾向にある。また、匿名等での相談も増加している。

3 鎌ヶ谷市児童虐待防止等対策地域協議会

(1) 実務者会議



実務者会議は、要保護児童（要保護児童・要支援児童・特定妊婦）に関する支援の進行管理、実態把握、情報交換等について、協議を行っている。継続ケースに関しては、緊急度の高いケースを中心に検討するなど、会議の運営方法を適宜見直している。また会議の付議件数が年々増加傾向にあることを受け、令和7年度より、年4回から年6回に開催回数を増やし、協議する体制を整えた。

付議案件の傾向としては、比較的短期間で終結しているケースも多いが、一度終結しても、家庭環境の変化によって問題が再燃するケースや長期間にわたり支援を行うケースがある。また問題が複雑化して、多くの関係機関が介入しているケースもみられる。

（2）個別支援会議

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
開催回数	128	105	64	79	70

要保護児童等に関して複雑かつ困難な事案が多く、関係機関と連携し支援を行っている。個別支援会議にて、関係機関で支援状況を共有し、役割分担等を協議し、支援方針を決定している。

令和 8 年度 鎌ケ谷市児童虐待防止対策等について

本市における令和 7 年度の児童虐待相談件数は令和 6 年度と比較すると件数自体は減少していますが、児童虐待相談の実人数は 200 人を超えている状況が継続しています。また、子育て世帯の抱える問題が複雑化しているため、長期間にわたって継続支援が必要な家庭が増えています。そのため、引き続き児童虐待の未然防止や早期発見早期対応等の充実を図る必要があり、関係機関と連携しながら切れ目のない子育て支援ができるよう体制強化を図っております。

1 こども家庭センターの円滑な運営

令和 7 年度から児童福祉と母子保健の両面から一体的に支援すべく、一つの組織とする「こども家庭センター」を設置しましたが、令和 8 年度以降も円滑な運営のため、次の対応を行います。

【具体的取組内容】

- (1) 母子保健部門及び児童福祉部門での合同ケース会議及び当該支援対象者の課題と解決のための当事者ニーズに沿った支援方法を提供するためのサポートプランシートの見直し
- (2) 児童精神科医を交えた事例検討会の実施（年 2 回）
- (3) 家庭支援事業（子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業）の円滑な運営
- (4) 地域こどもの生活支援強化事業補助金の円滑な助成を行い、鎌ケ谷市でこどもの居場所等を実施する団体を支援し、地域で見守る体制の構築を図る。

2 児童虐待防止対策（児童虐待の発生防止、早期発見及び早期対応について）の強化

全国的な児童虐待対応件数の増加や本市の家庭児童相談件数の増加に伴い、より効果的な予防対策等の検討や、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携の強化を図ります。

【具体的対応】

- (1) 鎌ケ谷市児童虐待防止対策等地域協議会の対象児童に対する実務者会議や個別支援会議での検討方法をより課題や対応方針を明確化し、関係機関との共有を図る。
- (2) 地域の子どもや家庭からの相談に応じ、必要な助言や支援を行ったり、関係との連絡調整を行う児童家庭支援センター（K. orange）との連携を強

化し、見守りや支援が必要な家庭に対し、継続的な支援や見守りの強化を図る。

(3) 虐待対応マニュアルの見直しを行い、迅速かつ効果的な支援及び関係機関との連携が図れるよう検討していく。

(4) 児童虐待防止研修会の開催（令和8年11月頃を予定）

(5) 児童虐待防止に係る啓発活動

安心・安全に子育てができる、子育て世代にやさしい街づくりの実現のため、相談窓口が記載された児童虐待防止推進ポスター等を公共施設等に掲示する等、児童虐待防止の啓発活動をします。毎年11月に実施している児童虐待防止に係る下記の啓発活動を今年度も実施。

ア 児童虐待防止推進ポスターを新鎌ヶ谷駅自由通路改札正面のデジタルサイネージで放映。

イ 11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを踏まえ、児童虐待防止関連記事を11月1日号の市広報へ掲載、鎌ヶ谷市総合福祉保健センターの2階入り口に児童虐待防止のぼり旗を設置、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンをSNSで発信。

ウ 市民課にあるデジタルサイネージへ児童虐待防止の記事を放映し、相談窓口の連絡先を周知。

エ 市内保育園・幼稚園・小中学校、鎌ヶ谷市医師会に加入している医療機関の関係機関等へ「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」ポスター等を配布。

オ 児童センター、公民館等の公共施設へヤングケアラー普及啓発に係るポスターを掲示。

4 家庭支援事業の推進

子ども子育て支援事業の家庭支援事業について、業務の効率化を図るとともに、より効果的な事業実施に向けた検討を行う。

【具体的対応】

(1) 支援を必要とする家庭に対し、速やかに事業利用が可能となるよう子育て短期支援事業の申請方法等を見直し、育児負担の軽減等を図る。

また、利用希望者の増加に合わせ、新たな施設（青い鳥ホーム）との委託契約を行い、利用しやすい体制の構築を図る。

(2) 親子関係形成支援事業の内容を幼児期から学童期とし、要保護児童対策等地域協議会の対象児童の家庭だけでなく、市民周知について広報、ホームページ、SNS等を活用し、幅広い子育て家庭にペアレントトレーニングを受ける機会を提供し、虐待の予防を図る。